

〈研究ノート〉

古代氏族系譜の形成をめぐる二題

遠山美都男

はじめに

日本古代の氏族系譜は大王・天皇に奉仕する首長の地位の継承を述べた文書と考えられるが、溝口睦子¹⁾・義江明子²⁾両氏の研究によって、氏族系譜の成立や構造が解明されたことは注目し値する。小論では金石文という限られたスペースに記された成立期の二つの氏族系譜の形成過程を明らかにしてみたい。取り上げるのは、ひとつは五世紀後半のものとと思われる埼玉県行田市の稲荷山古墳出土鉄剣の金象嵌銘(辛亥銘鉄剣)に見える系譜であり、今ひとつは七世紀後半の山上碑(群馬県高崎市山名町)に見える系譜である。それぞれ系譜の成立過程は、当該時期の首長権継承の在りかたのみならず、王権と首長権継承との関係をも示唆してくれるのではないかと思われる。

一 辛亥銘鉄剣系譜の成立

一九七八(昭和五十三)年に発見された辛亥銘鉄剣が、古代史研

究にいかにも多くの知見をもたらしたかについては多言を要しないであろう。銘文中に見える「獲加多支鹵大王」に相当すると考えられる倭王武による列島統一の実態、中国南朝の宋皇帝に依存した倭国独自の「天下」観念の形成など、従来、『古事記』『日本書紀』の叙述だけに依拠してきた五世紀史は、一挙に内容豊かなものになったといえよう。つぎに銘文の釈文を示しておく。

(表)

辛亥年七月中記乎獲居臣上祖名意富比埵其兒多加利足尼其兒名弓已加利獲居其兒名多加披次獲居其兒名多沙鬼獲居其兒名半弓比

(裏)

其兒名加差披余其兒名乎獲居臣世々為杖刀人首奉事来至今獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時吾左治天下令作此百練利刀記吾奉事根源也

(表)

辛亥年、七月中に記す。乎獲居の臣の上祖、名は意富比埵、其の
 児、多加利足尼、其の児、名は弓已加利獲居、其の児、名は多加
 披次獲居、其の児、名は多沙鬼獲居、其の児、名は半弓比、

(裏)

其の児、名は加差披なり。余は其の児にして、名は乎獲居の臣な
 り。世々杖刀人の首と為て、奉事し来りて今の獲加多支鹵大王に
 至る。寺(侍)して斯鬼宮に在る時、吾、天下を左治す。此の百
 練の利刀を作らしめ、吾が奉事の根源を記すなり。

「辛亥年」は、鉄剣を出土した古墳の築造推定年代からいつて四
 七一年であり、「獲加多支鹵大王」とは倭王武、すなわち『古事
 記』『日本書紀』において雄略天皇とされている五世紀後半に在位
 した治天下大王と考えていいと思う。銘文を造らせたという「乎獲
 居の臣」とは、「杖刀人の首」として大王に奉仕した有力首長であ
 り、鉄剣を出土した稲荷山古墳の被葬者は「杖刀人」(刀を杖のよ
 うに衝いて大王の身边を警護する武人)としてこの「乎獲居の臣」
 の指揮下にあった北武蔵の首長一族の者と解しておきたい。「乎獲
 居の臣」は、彼の配下にあつて大王に奉仕した人物が郷里の北武蔵
 に帰るにあたり、彼の始祖と歴代の名前を刻んだ鉄剣を下賜したの
 であろう。銘文中の「奉事の根源」とは、「乎獲居の臣」の一族が
 代々「杖刀人首」として大王に奉仕してきた起源・由来といった意
 味であり、それを証明するために八代の系譜が作られ、鉄剣銘文に

刻まれているのである。

さて、銘文系譜に見える人名はつぎのとおりである(説明の便宜
 上、番号を付した)。

- ①意富比埵(オホヒコ)―②多加利足尼(タカリノスクネ)―③弓
 已加利獲居(テヨカリワケ)―④多加披次獲居(タカハシワケ)―
 ⑤多沙鬼獲居(タサキワケ)―⑥半弓比(ハテヒ)―⑦加差披(カ
 サハ)―⑧乎獲居(ヲワケ)の臣

銘文系譜に見える人名、とくにそれぞれのもつ称号に着目するな
 らば、系譜成立のプロセスが窺い知れるのではないかと思われる。
 なげならば、古代の氏族系譜というものが大王に対して奉仕を行な
 った歴代首長の継承次第記ともいふべき性質の文書であつたので、
 そのような文書の作成にあつては、王権に対する奉仕をあらわす
 標識であつた称号を使って一定の作為がなされた可能性があると考
 えられるからである。

さて、この系譜の頂点に位置する①オホヒコであるが、ヒコ
 (彦)は本来、尊貴な男性を意味する称号であり、それに美称オホ
 (大)を冠したオホヒコとは、始祖に一般的な名前と⁽⁶⁾いっていい。
 その意味で限りなく普通名詞に近いものである。⁽⁷⁾

つぎに②タカリノスクネであるが、スクネは氏族の祖先系譜にお
 いて、始祖に次ぐ位置にある人物に付されることの多い称号である。⁽⁸⁾
 したがって、オホヒコ・タカリノスクネの二代は、ヲワケの臣の家
 系だけの祖先系譜というよりは、いくつかの氏族に共通の祖先系譜
 として作られた部分であつたと考えられる。ヲワケの臣の属する氏

族以外にも、いくつかの氏族がこの二代を先祖として共有していたであろう(図の共同祖先系譜Ⅰにあたる)。溝口氏が明らかにした、古代氏族系譜の重層的構造を示すのがこの部分といえよう。

③テヨカリワケ以下の三代はワケの称号を共有している。この三代は、ワケの家系の直接の先祖には違いないが、なお、いくつかの氏族によって共有される先祖となっている(図中の共同祖先系譜Ⅱである)⁽¹¹⁾。それでも、この三代は、①オホヒコ・②タカリノスケネとは異なって、ワケの臣の家系に直結する先祖として作られた部分であるから、かれらが共有するワケの称号は、その家系の個性を主張しようとして系譜上の要請から付せられたものと考えられる。そもそも、三代が共有しているワケの称号は、一体何に由来するものであろうか。この点、系譜の成立過程を解くための問題点として指摘しておきたい。

つぎの⑥ハテヒと⑦カサハにはワケのような称号がない。この系譜の上で⑤タサキワケと⑥ハテヒの間に大きな断絶があることは、だれもがみとめるところである。ハテヒとカサハこそがワケの臣の直接の先祖であり、実在の人物であったと考えられる。ところで、ハテヒとカサハには本当に称号がなかったのであろうか。先に述べたように、三代のワケが系譜上必要とされたものであったとするならば、ハテヒ・カサハの二代に称号がないのも、やはり系譜上の要請であった可能性があることになろう。

つぎに⑧ワケの臣であるが、鉄剣を造らせ、それに銘文を刻ませたのが彼本人であることは間違いない。彼の名前ワケのヲ(小)は、系譜頂点のオホヒコのオホ(大)に対応するものである

と考えられよう。また、ワケの名前にふくまれるワケは、③テヨカリワケ以下三代の名前から分かるように、本来は個人名の下に付せられるものであり、個人名のなかにふくまれるものではない。ワケが実在の人物であることは間違いないが、オホヒコとの対応関係といい、個人名なのにワケをふくむことといい、ワケの名前はハテヒ・カサハのような実在の人物の実名というよりは、やはり系譜上要請された名前と考えるのが妥当であらう。すなわち、ワケの臣には別の実名があったと思われる。それでは、ワケの名前にふくまれるワケは一体何に由来し、何を意味するのであろうか。

これを第二の問題点として指摘したい。

以上見てきたように、③テヨカリワケ以下の三代がワケを称することも、⑥ハテヒ・⑦カサハ二代が称号をもたないことも、また、⑧ワケの臣が個人名のなかに称号ワケをふくむことも、すべて系譜作成上要請されたものであったと考えるならば、この初期氏族系譜の成立過程について、およそつぎのような推測が可能になる(図を参照のこと)。

まず、ワケの臣の家系に直結する先祖であるが、なお複数の氏族の先祖でもあった③テヨカリワケ以下の三代は、⑥ハテヒ・⑦カサハの二代が実際に保有していたと思われる称号ワケを利用して造作されたのではないかということである。『魏志』倭人伝には倭国を構成する諸国の「官」「副官」(実は首長の称号)⁽¹²⁾のなかに「弥馬獲支」が見えるが、「弥馬獲支」の「獲支」は「獲居」と同じものを指すと考えてよいであらう。三世紀段階において、実在の首長号としてワケがみとめられるのである。ハテヒ・カサハの時代は五世

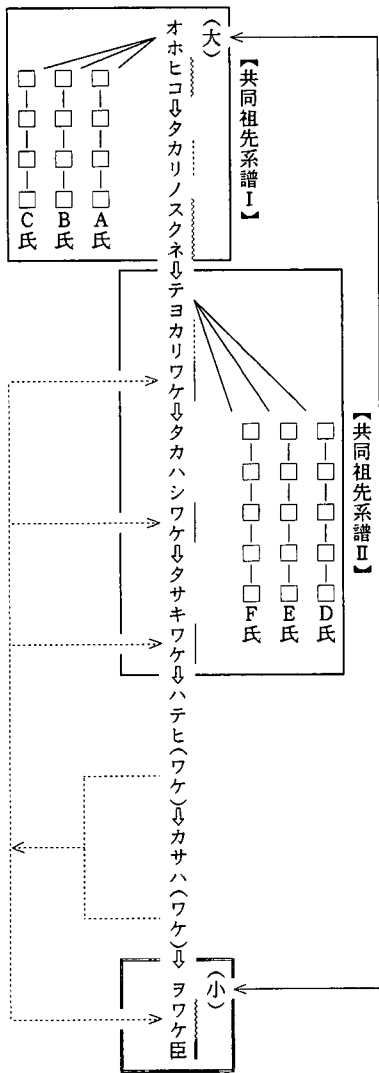
紀前半から半は頃であろうから、かれらやかれらの数代前の実在の父祖が実際にワケを称していた可能性は十分にあるといえよう。ワケはそれを使い、彼の家系に直結する共同祖先系譜を作ったに違いない。

つぎに⑧ヲワケとは、⑥ハテヒ・⑦カサハの二代が実際に保有した称号ワケをもとに造作された個人名であって、彼が実在の父祖の地位を正当に継承していることを主張しようとしたものであろう。

そしてワケが、結果的に実在の父祖の称号ワケを系譜上抹消したのは、彼が保有する称号である臣の画期性を強調するためだったのではないかと考えられる。臣は後世のカバネ臣（オミ）と類似することから、カバネ制度との関係が想定される場所であるが、比埵・足尼・獲居など、個人名に付せられる称号がすべて一字一音で表記されているのに対し、漢字一字で記されていることからいって、

それに固有の国訓であるオミがすでに付随・固定していたとは考えられない。むしろ漢字による表記のしかたの上で、臣とその他の称号との差異が強調されていることが留意されよう。ワケが保有する臣は、ワケの代に、彼が奉仕していたというワカタケル大王から新たに賜わったものではないだろうか。

この点を重視するならば、ワケが八代の系譜を造作し、それを鉄剣に刻ませたのは、ワカタケル大王の時代に彼が称号臣を授与されたことが契機になったのではないかと推定される。ワカタケル大王に相当する倭王武は、中国南朝の宋に遣使・朝貢し、宋の皇帝の権威と権力に依存して対高句麗戦争の勝利と倭国の政治的統一を実現しようとした。¹³⁾ 鈴木靖民氏によれば、倭国は宋の冊封をうけ、宋王朝の軍事的官制（府官制）を倭国に導入することによって、列島内部における倭国王の地位を確立しようと企てたという。¹⁴⁾



そうだとすれば、ヲワケに授与された臣という称号は、この府官制を基礎にしてワカタケル大王の時代に制定されたものだった可能性がある。臣とは、ヲワケの場合、治天下大王に対して軍事的官僚として奉仕するさまを集約的に表現したものであったのではあるまいか。したがって、ヲワケが称号臣を授与された契機としては、彼が一定の府官に任命されたというタイミングが考えられるのではあるまいか。この臣という称号にオミという固有の訓が付随し、それがいわゆるカバネに転化していくのは、六世紀以降の展開の所産と理解すべきであろう。

二 山上碑系譜の成立

群馬県高崎市山名町字山神谷にある山上古墳に付属するといわれる山上碑⁽¹⁵⁾の内容(主として系譜)は、それが作られた「辛巳歳」(己巳の誤りで、辛巳年は天武八(六八一)年にあたる)という年紀からいって、六七〇年に作成された庚午年籍と六九〇年施行の庚寅年籍の間における人名表記やこの地域のこの階層の首長権継承の在りかたなどを知る上で貴重な史料であると思われる。銘文はつぎのとおり。

辛巳歳集月三日記

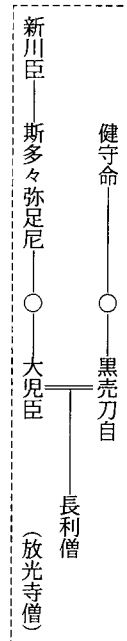
佐野三家定賜建守命孫黒壳刀自此

新川臣児斯多々弥足尼孫大兒臣斐生兒

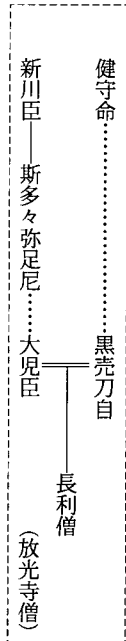
長利僧母為記定文 放光寺僧

辛巳の歳、集月三日に記す。佐野の三家と定め賜へる建守命の孫、黒壳刀自、此れ、新川の臣の兒、斯多々弥足尼の孫、大兒の臣に娶ひて生める兒、長利僧、母の為に記し定める文なり。放光寺の僧なり。

銘文に記された系譜を図示するならば、つぎようになる。



銘文中の「建守命の孫」「斯多々弥足尼の孫」の「孫」を實際の孫ではなく、子孫一般をあらわすものとするならば、つぎのようになる。



義江明子氏によれば、この系譜は「大王(天皇)への職掌世襲を軸に形成される集団の族長位の継承を示す一系系譜」と「ある個人の社会的存在が父方母方双方からの血の流れに規定されていることを明示する両属系譜」の組み合わせにより成り立っているという⁽¹⁶⁾。ここでは、亥銘鉄剣系譜の場合と同様に、系譜に見える人名、とくにその称号に着目してみたい。

まず、長利僧の母系の頂点に位置する健守命の命(ミコト)も、

先に見たヒコと同様、始祖に固有の称号である。「佐野三家定賜」（佐野ミヤケの建立）という王権への奉事の根源（奉仕の起源説明）が冠せられていることから明らかなように、この氏族の始祖に相応しい名前として造作されたものと考えてよい。三家（ミヤケ）とは、大王に対する貢納・奉仕を各地域で統括するための施設のことであるが、長利の母系氏族はある時期以降、後の上野国の佐野地方に設定されたミヤケの管理・運営にあたっていたと理解できよう。

近年、山上碑について本格的な検討を加えた篠川賢氏によれば、佐野ミヤケとは、六世紀以降、全国の国造層の支配領域を割き取る形で設定された、いわゆる後期ミヤケであり、上毛野国造の支配領域であるクニの内部に設置された、稲置によって管掌されるコホリとよばれた人間集団の拠点となる施設であった。健守命を始祖とする一族は、この稲置の職を代々世襲していたと考えられるという。そして、七世紀半ばの孝徳朝に、列島各地のクニが分割・統合されて、郡の前身となる評（コホリ）が設置されると、佐野ミヤケは、佐野評を管理・支配する拠点としての評家（コホリのミヤケ）として存続することになったという。それに伴ない、健守命を祖とする黒壳刀自の一族は、この評家を預かる評造の職を世襲するようになった。佐野ミヤケは、山上碑が造られた六八一（天武十）年段階においても、クニ―コホリ（国造―評造）制下の評家として現存していた可能性が高いというのである。この地域の七世紀後半の情勢については、篠川氏の理解にしたがいたい。

つきに、長利僧の父系の新川臣であるが、系譜の頂点に位置する始祖の称号として、臣という称号はやや異例である。始祖であるな

らば、「某命」とあるのが一般的であろう。もちろん、新川臣の上位にあるべき始祖名が碑面のスペースの關係で省略されている可能性も考えられないことはない。だが、新川臣に続く斯多々弥足尼（斯多々弥は貝の名前である）の足尼は始祖に次ぐ人物の保有する称号として相応しいものであって、称号だけに着目するならば、足尼の上に臣があるというのは、やはり先後關係において極めて落ち着きがわるい。

母系においては、健守命の後に「某足尼」などが続かず、いきなり黒壳刀自になってしまっているのに対し、父系では、「某命」―「某足尼」―「某臣」という流れが見られるならば問題はないのであるが、まず系譜の頂点が「某命」ではなく「某臣」タイプの新川臣で、その後、「某足尼」タイプの斯多々弥足尼となり、再び「某臣」タイプの大兒臣があらわれる。石碑のスペースの問題があるので、系譜が省略されていることも考慮しなければならないが、臣という称号に着目するならば、新川臣という人名の位置の落ち着きのわるさが明白となる。また、父系の頂点に位置する新川という名前は、つぎの斯多々弥足尼をはさんで存在する大兒と同様、後世の周辺の地名になっていった個人名である。新川臣という名前は、個人名・称号ともに、続く斯多々弥足尼ではなく、そのつぎの大兒臣との共通点が指摘できるのである。これらのことから考えて、新川臣の臣とは、系譜上造作・付加されたものと考えるのが妥当ではあるまいか。換言するならば、長利僧の父で実在の大兒臣の称する臣をもとにして創造され、父系の頂点に配置されたのが新川臣と考えられる。

長利僧の父、大児臣は、長利の實在の母である黒壳刀自との配偶関係からいって、實在の人物であることは疑えないであろう。彼がもつ称号の臣は、七世紀の中葉という推定されるその生存年代から考えるならば、カバネ臣と見なしてよからう。これを、辛亥銘鉄剣系譜に見えたワケ臣の臣と同様、カバネ以前の称号臣と見なすことはできないと思われる。ただ、先に辛亥銘鉄剣系譜のところで見たように、五世紀に制定された当時の臣の原義が治天下大王に対する奉仕にあったという点は、この段階においても基本的には引き継がれていたと考えられる。長利僧の父系氏族にカバネ臣が授与されたのが大児の代であったと仮定した場合、カバネ授与の契機としては、大児の生存年代からいって、六七〇年の庚午年籍施行時が最も有力とならう。長利僧の父系氏族は、天智朝の庚午年籍において「某(ウチナ)十臣」という呼称で記載されるようになったと考えられるのではあるまいか。

ところで、義江氏によれば、山上碑系譜は個人の社会的地位をあらわすために個人が所属する父系・母系を記す目的をもって作成されたものであった。²⁰ その意味で銘文を作った長利僧にすれば、父方・母方双方の家系を均等に飾る必要があったと思われる。とくに王権に対する関係、すなわち奉事の根源に関して、父母両系間に極端な優劣があつてはならなかつたと推察される。母系については「佐野三家定賜」という王権への奉事の根源があつたのだが、父系にはそれに見合う王権への奉仕の起源説明がなかつた。実際には大児が賜わつたはずの臣という称号を父系の頂点に架し保つたことになつたのは、王権との関係において、父系と母系のバランスを保つた

めだつたのではないかと考えられる。それでは、長利僧はなぜ、このような作為を行なわねばならなかつたのであろうか。

この点に関しては、篠川氏が、佐野評が後に佐野郡とはならなかつた事実に着目し、佐野評は当時、何らかの事情によって解体の方向にあつたと推定していることが注目される。そのような状況のもとで、長利僧がわざわざ山上碑を造り、そこに「佐野三家定賜」という母系における奉事の根源を明記したのは、佐野ミヤケを拠点とした佐野評の存続を強く訴えようという意図があつたのではないかというのである。佐野評の解体という事態に直面し、ミヤケの管掌者(稲置↓評造)の職を世襲してきたこの一族は、亡き黒壳刀自の顕彰を通じ、それに抗しようとしていたことになる。

さらに篠川氏によれば、黒壳刀自は「佐野」の地における評造の家柄の女性であり、その夫となつた大児臣も、「大児」の地における評造、ないしそれに準ずる地位の有力者であつたと考えられるという。そして、両者の間に生まれた長利僧は、母や父の一族の上に立つ上毛野国造一族によって建立された寺院、放光寺(前橋市総社町の山王庵寺)の僧となつていたので、放光寺が当時の上毛野国の頂点に立つ国造一族の寺であり、自身がその僧になつていことが、母の地位を顕彰することにもつながつたので、長利僧は母のために建立した山上碑に、わざわざ「放光寺僧」と記したのではないかと述べている。²³

このように、篠川氏の推定にしたがうならば、評から郡への転換が準備されている七世紀後半というこの時期に、長利僧が「佐野三家定賜」という具体的な奉事の根源をもつ母系系譜に加えて、父系

の系譜まで持ち出してきた理由、とくに父系の始祖、新川臣を母系の頂点の健守命よりも世代的に上位に設定した理由は、およそつきのように説明できるのではないだろうか。

すなわち、母系だけでなくわざわざ父系系譜を持ち出してきた理由は、義江氏が説くように、たしかに、個人の社会的な位置が母双系への両属性によって表示・確認されるという古代社会に固有の親族意識の存在によって説明がつくであろう。しかし、そのような親族意識にもとづきながらも、なお父系の始祖が突出して設定されることになったのは、王権に対する実際の奉仕関係において父系氏族よりも優位にあった母系氏族の支配の基盤が解体しつつあるという現実が存したためではなからうか。長利僧は、その父母を通じて属する親族が、ともに上毛野国造のもとで梟桶置あるいは評造として在地社会の支配に奉仕してきた一族であって、母系が「佐野三家定賜」という王権に対する明白な奉事の根源をもつだけではなく、父系においても、その始祖が臣の称号を授与されたという奉事の根源（もちろん、こちらは造作されたものであるが）があるのだというように、王権への奉仕や来歴という点で両者がほとんど対等・同格の存在であることを主張しようとしたと考えられる。

長利僧がそのように主張するならば、母系氏族の王権への奉仕の拠点であった佐野評がたとえ解体されたとしても、上毛野国造の建立した寺院に身を置く長利僧の現在の地位は、母系と同様に上毛野国造の配下として王権に奉仕してきたとされる父系への帰属を強調することによって、今後も保証され続けることになる。そのためにも彼は、王権への奉仕という一点における父母両系の均衡というも

のを系譜の上で確定し、それを在地社会に向け発信しておく必要があったのである。山上碑系譜の作成と山上碑建立の最も主要な動機は、この点にもとめることができるであろう。

おわりに

以上、従来の研究が取り上げてこなかったと思われる辛亥銘鉄剣系譜と山上碑系譜の成立過程について考察してみた。いずれの場合においても、王権に対する奉仕をあらわす称号（のちのカバネに相当）を用い、首長による王権への奉仕の由来とその地位の継承の次第を記した系譜が造作されたことを窺うことができた。系譜において首長権の継承の歴史的な変遷を表現するためには、このような素材に依存せざるをえなかったともいえるであろう。氏族系譜に見える人名にふくまれる称号の分析・検討が、系譜形成のプロセスを解き明かす有効な手掛かりとなることを指摘して、小論を閉じたいと思う。

註

- (1) 溝口睦子『日本古代氏族系譜の成立』学習院、一九八二年、同「古代氏族の系譜」吉川弘文館、一九八七年。
- (2) 義江明子『日本古代の氏の構造』吉川弘文館、一九八六年。
- (3) 宮崎市定『謎の七支刀』中央公論社、一九八三年のなかで示された釈文を参照にした。
- (4) 「意富比埴」は孝元天皇の皇子で阿倍臣・膳臣らの祖とされる大彦命に相当する人物と思われ、系譜中の人名に見える「加利」は膳臣の祖で景行天皇の東国巡幸に供奉したという磐鹿六雁の雁に関係するようである。

- また、④「多加被次」や⑤「多沙鬼」は、膳臣の一族である高橋氏のウチナヤ大彦命の後裔とされる狹々城山君のウチナとの関連がみとめられる。なお、後掲註(11)参照のこと。このように「平獲居臣」が後の阿倍氏あるいは膳臣に発展する氏族の長であった可能性は極めて高いと考えられる。
- (5) 義江、前掲註(2) 著書は、辛亥銘鉄剣系譜を「大王(天皇)への職掌世襲を軸に形成される集団の族長位の継承(天皇の場合は皇位継承)を示す一系系譜」であるとす。
- (6) 前川明久「古代氏族制成立の前提」(『日本古代氏族と王権の研究』所収、法政大学出版会、一九八六年)。
- (7) 『皇太神宮儀式帳』によれば、川俣県造の遠祖として「大比古」の名が見える。
- (8) 前川明久「足尼(宿禰)小考」(『日本古代氏族と王権の研究』所収、法政大学出版会、一九八六年)。
- (9) 溝口、前掲註(1) 著書。
- (10) 佐伯有清「日本古代の別(和気)とその実態」(『日本古代の政治と社会』所収、吉川弘文館、一九七〇年)。前川明久「古代氏族制の形成過程」(『日本古代氏族と王権の研究』所収、法政大学出版会、一九八六年)。
- (11) テヨカリワケは、『本朝皇胤紹運録』に見える豊韓別命に該当するかと思われる。豊韓別命は大彦命の子、建沼河別命の子であり、「種穢氏。安部氏。阿閉氏。伊賀臣等七族遠祖也」とされている。川口勝康「瑞刃刀と大王号の成立」(井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』上巻所収、吉川弘文館、一九七八年)は、ワケの称号を大王が大刀の分与によって権力を授与する行為に起源をもつものであると論ずるが、辛亥銘鉄剣系譜に見えるワケの場合、原義は不明ながら、少なくとも系譜述作段階では「血の分かれ」の意味がこめられていたのではないかと考えられる。
- (12) 拙稿「古代王権の諸段階と在地酋長制」(『古代王権と大化改新』所収、雄山閣出版、一九九九年)。
- (13) 坂元義種「古代東アジアの日本と朝鮮」(吉川弘文館、一九七八年、同『倭の五王』学生社、一九八一年、佐伯有清編『古代を考える 雄略天皇とその時代』吉川弘文館、一九八八年)。
- (14) 鈴木靖民「倭の五王の外交と内政」(林陸朗先生還暦記念会編『日本の政治と制度』所収、純群書類完成会、一九八五年)。
- (15) 『古代東国の謎に挑む 山ノ上碑建立一三〇〇年 シンポジウムの記録』あさ社、一九八二年。
- (16) 義江、前掲註(2) 著書。
- (17) その地位は、『日本書紀』大化元年八月庚子条(東国国司詔)に見える、「官家」(ミヤケ)を領掌し、「郡県」を治めたという「国造・伴造・具稻置」のいずれかに相当するのではあるまいか。なお、長利僧の母系氏族は神亀三(七二六)年の金井沢碑(群馬県高崎市山名町字金井沢)に「知識」を結んだと見える「三父子孫」に相当するのだろう。
- (18) 篠川賢「山上碑を読む」(平野邦雄監修、あたらしい古代史の会編『東国石文の古代史』所収、吉川弘文館、一九九九年)。
- (19) 前川、前掲註(6) 論文。
- (20) 義江、前掲註(2) 著書。
- (21) 関口裕子「日本古代家族の規定的血縁紐帯について」(井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』中巻所収、吉川弘文館、一九七八年)は山上碑系譜が母系から書き始められていることに着目し、当該期の在地社会における母系の優位を強調するが、系譜の表記形式を考えるならば、疑問とわざるをえない。長利僧が母のためにこのような石碑を造ったのは、王権に対する関係や在地社会の勢力関係において父系よりも母系のほうが現実には優位にあったためであり、古代社会一般における母系(女系)の優越をそこから直ちに読み取ることとはできないと思われる。
- (22) 篠川、前掲註(18) 論文。
- (23) 篠川、前掲註(18) 論文。
- (24) 義江、前掲註(2) 著書。

〔後記〕

小論で取り上げた辛亥銘鉄劍が発見されたのは、筆者がまだ学部二年の時であった。黨弘道先生は「日本史演習」の時間を利用し、われわれを埼玉県行田市のさきたま古墳群に連れて行ってくださった。その帰途、先生が突然赤羽駅で下車しようといわれ、先生の古い馴染みの居酒屋に立ち寄り、皆で飲んで騒ぎ、実に楽しい時間を過ごした。二十年余が経った今でも懐かしく思い出される一夜であった。また、山上碑はいわゆる上野三碑のひとつで、先生の郷里、群馬県の古代史を代表する遺物である。こちらは、残念ながら先生の案内で訪れる機会を得なかったが、黨先生の退任を記念する本誌本号に、私にとって先生にゆかりの深い二史料について論じた拙稿を寄せられたことを、ゆかしく、そして嬉しく思う。